

令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱

(令和8年1月1日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費等や食材料費の物価高騰による児童福祉施設等の設置者等の負担を軽減するため、児童福祉施設等の設置者等が光熱費等や食材料費に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) 児童福祉施設等 別表において補助対象施設等として定める施設又は事業をいう
- (4) 児童福祉施設等の設置者等 児童福祉施設等の施設の設置者又は事業の実施者をいう
- (5) 補助対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 児童福祉施設等の設置者等のうち、市内においてその施設を運営している者、又はその事業若しくはそのサービスを実施していること
- (2) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、次の要件に適合しているものとする。

- (1) 市内において、令和8年3月1日までに児童福祉施設等の施設の運営又は事業が実施されていること
- (2) 補助対象期間において通算して1月以上実施されていること

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象期間において補助対象事業が実施された期間が12月である場合、別表に定める事業区分ごとに、同表に定める補助単価（同表に定める事業区分における保育所等のうちア～オについては、光熱費等の補助単価に食材料費の補助単価（食材料費の補助単価に入所率を乗じた額。）を合計した額とし、同表に定める事業区分における児童養護施設等のうちア～キについては、光熱費等の補助単価に食材料費の補助単価を合計した額。）に、同表に定める単位を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。

- (2) 補助対象事業が令和7年4月2日から令和8年3月30日までの間において休止又は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）をした場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月末満であるとき、前号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での休止又は廃止（関係法等の規定による手続を行っていない事実上の休止又は廃止を含む。）の場合、休止又は廃止月は月数に含めない。）を乗じ、12で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。
- (3) 補助対象事業が令和7年4月2日から令和8年3月1日までの間において開始した場合であって、補助対象期間において当該事業が実施された期間が通算して1月以上12月末満であるとき、第1号の規定による補助金の額に当該事業が実施された月数（月途中での開始の場合、開始月は月数に含めない。）を乗じ、12で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）」を市長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

2 この補助金の交付を受けようとする者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が別に定める方法により、この補助金の請求に係る情報を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、申請が到達してから60日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、「令和7年度仙台市児童福祉施設物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」により行うものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第2項の規定による交付の条件は、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」に定めるものとおりとする。

（交付決定の変更等）

第10条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）」を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）」により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不適当と認めるときは、補助事業者に対し、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金変更等不承認通知書（様式第5号）」により、その旨及び理由を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、当該事業完了後15日以内までに、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金実績報告書（様式第6号）」を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、「令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金確定通知書（様式第7号）」により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則第12条第1項の規定により報告を受けた補助事業の実績額と規則第13条の規定により確定した交付すべき補助金の額が同額である場合においては、同条の規定による通知について、当該補助事業者の補助対象施設等の名称等を仙台市のホームページに掲載することにより行うことができる。
- 3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている時は、期限を定めて、その超える部分を返還させるものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条のただし書きの規定により、前金払により交付することができる。

- 2 補助事業者が補助金の額の確定後に交付を受ける場合、前条に規定する通知を受理した日より30日以内までに市長に請求書を提出しなければならない。
- 3 補助事業者が補助金を前金払により交付を受ける場合、第8条に規定する通知を受理した日より30日以内までに市長に請求書を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の規定による検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならぬ。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、令和7年度仙台市児童福祉施設等物価高騰対策事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども若者局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

別表

事業区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価	単位
保育所等	ア 私立保育所 イ 家庭的保育事業 ウ 小規模保育事業 エ 事業所内保育事業 オ 認定こども園（2・3号）	補助対象期間に補助対象施設等において要した以下の経費。 ※光熱費等の補助対象経費として計上できるのは光熱費等に要した費用のみ。	光熱費等単価 4, 400円 食材料費単価 6, 800円 ×入所率	定員数
	カ 認定こども園（1号） キ 認可外保育所	※光熱費等の補助対象経費として計上できるのは光熱費等に要した費用のみ。	光熱費等単価 4, 400円	定員数
	ク 幼稚園（※） ケ 病児・病後児保育事業	※食材料費の補助対象経費として計上できるのは食材料費に要した費用のみ。	食材料費単価 30円	給食提供食数
	コ 居宅訪問型保育事業	※食材料費の補助対象経費として計上できるのは食材料費に要した費用のみ。	光熱費等単価 4, 400円	定員数
	サ 放課後児童健全育成事業	※ガソリン代を光熱費等の対象経費とすることはできるのは、保育所等のコの居宅訪問型保育事業のみ（居宅訪問型保育事業が補助対象経費とすることはできるのはガソリン代のみ。）。	光熱費等単価 4, 900円	台数
	ア 児童養護施設 イ 地域小規模児童養護施設 ウ 乳児院 エ 児童心理治療施設 オ 児童自立生活援助事業所 I型（自立援助ホーム）、II型 カ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） キ 里親	※ガソリン代を光熱費等の対象経費とすることはできるのは、保育所等のコの居宅訪問型保育事業のみ（居宅訪問型保育事業が補助対象経費とすることはできるのはガソリン代のみ。）。	光熱費等単価 2, 200円	定員数
	ク 母子生活支援施設		光熱費等単価 8, 800円	
児童養護施設等	食材料費単価 66, 000円		定員数 (キ 里親は委託児童数)	
	光熱費等単価 8, 800円			

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設に限る。

備 考

- この表において使用する用語は、次の各号に掲げる法律（以下「関係法」という。）において使用する用語の例による。
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
 - 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）

- 2 「補助対象施設等」については、関係法の規定による本市の指定、認可若しくは認定又は本市への届出（以下、「指定等」という）がなされたものであること。なお、次の各号に掲げる施設等については、補助対象施設等に含まれないこと。
- (1) 地方公共団体、地方独立行政法人又は独立行政法人が設置するもの（ただし、保育所等のキの認可外保育所を除く。）
- (2) 保育所等のキの認可外保育所のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業に該当するもの
- (3) 保育所等のケの病児・病後児保育事業のうち、本市から「仙台市病児・病後児保育事業実施要綱」に基づき事業の委託を受けている場合、及び利用者を併設している保育所等に在園している児童に限定している場合
- (4) 保育所等のコの居宅訪問型保育事業のうち、利用者宅等の訪問等に係る交通費を、利用者等に実費負担させている場合
- (5) 保育所等のコの居宅訪問型保育事業のうち、利用者宅等の訪問等に係るガソリン代について従業員の実費負担としている場合
- (6) 保育所等のサの放課後児童健全育成事業のうち、「仙台市児童クラブ事業実施要綱」（平成24年3月29日市長決裁）に基づき、児童館等の指定管理者等が行うもの
- 3 補助対象経費における「光熱費等に要した費用」については、電気・ガス等に係る設備の設置、改修等に要した費用は含まれないこと。
- 4 補助単価における「入所率」は、令和7年9月から11月の各月初日時点の児童数の平均を「定員数」で除して得られた数（小数点第3位切り上げ）とする。ただし、算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「入所率」を推定するものとする。
- 5 単位における「定員数」は、関係法の規定による本市の指定等がなされた令和7年4月1日時点の数（暫定定員が設定されている場合は、暫定定員とする。）とするが、令和7年4月2日以降に新たに指定等がなされた補助対象施設等については、指定等の際に本市へ届出を行っている定員数を用いること。ただし、次の各号に掲げる補助対象施設等については、それぞれ当該各号の定める数を用いることとする。
- (1) 保育所等
- ア キの認可外保育所 利用定員の数（ただし、定員数を設けていない場合は令和7年10月1日時点の在籍数とする。）
- イ サの放課後児童健全育成事業 利用定員の数（市へ報告がなされた令和7年10月1日時点の数。ただし、令和7年10月2日以降に事業を開始した場合は、開始の際に本市へ報告がなされた利用定員の数とする。）
- (2) 児童養護施設等
- ア キの里親 本市より委託されている児童（里親宅において児童自立生活援助事業が実施されている場合には、児童自立生活援助事業の対象者として委託されている者を含む。）の数。ただし、令和7年4月2日以降に新規委託又は委託児童数の変更があった場合は、その数を用いること。なお、委託児童1人あたりに対して第6条各号の算定方法を適用する。
- イ クの母子生活支援施設 世帯数
- (3) 各号の算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な

方法により「定員数」を推定するものとする

- 6 単位における「給食提供食数」は、令和7年9月から11月に児童に対して提供した給食の食数の平均に12を乗じた数（小数点以下切り上げ）とするが、保育所等の力の認定こども園のうち、仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年仙台市条例第43号）第2条第1項第1号に規定する幼稚園型認定こども園に入所している3歳以上児（令和7年3月31日時点の満年齢が3歳以上の児童）に対して提供した給食は除くこととする。ただし、算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「給食提供食数」を推定するものとする。
- 7 単位における「台数」は、令和7年4月1日時点の、補助対象施設等が利用者宅等の訪問等に使用している車の台数（複数の児童が事業を利用しており、訪問等に使用している車を併用している場合、重複して台数を計上することはできない。）または、保育士常勤換算数、もしくは利用児童数のいずれか少ない数とする。ただし、算出方法により難い合理的な理由がある場合には、市長が指定する他の適切な方法により「台数」を推定するものとする。